

加古川中央市民病院 便座シートクリーナーレンタルサービス契約 仕様書

本契約は地方独立行政法人加古川市民病院機構を借主、レンタルサービス提供者を貸主とし、本仕様書、別紙 取付明細表により行うものとする。

1. 場所

加古川市加古川町本町 439 番地 加古川中央市民病院 各個室トイレ

2. 内容

○便座シートクリーナー装置の数量

全 463 台。別紙 取付明細表を参照すること。

○便座シートクリーナー装置の取付

別紙 取付明細表記載場所へ貸主の負担、責任において便座シートクリーナー装置の取付を行うこと。

取付にあたっては契約締結後速やかに取付スケジュール、取付する便座シートクリーナーの仕様寸法、取付方法、使用する薬液の成分表を提示し病院運営に支障が出ないように 3 月 31 日までに取付を完了すること。

○定期点検及び薬液補充

便座シートクリーナーの薬液が切れないように貸主の負担、責任において定期的な点検及び薬液補充につとめること。各個室トイレによって消費速度が異なるため、別紙 取付明細表のシートクリーナー容量、点検サイクルを参考とすること。

○薬液切れ等の不具合への対応

便座シートクリーナーの薬液切れや装置トラブル等の不具合が起きた際の問合せ先を、個人の担当者ではなく営業所として用意すること。借主から問合せを受けた場合、貸主は原則として当日又は翌日のうちに訪問し対応を行うこと。但し、土日祝をまたぐ場合は次の営業日に読みかえるものとする。

3. 期間

2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日まで

4. その他

- 1) 貸主が所有する便座シートクリーナー装置を借主がレンタルするとともに、貸主が取付、定期点検及び薬液補充、薬液切れ等の不具合への対応等のサービスを提供する。消耗品である薬液も貸主の負担とする。

- 2) 貸主はあらかじめ薬液成分表を提出した薬液以外は使用しないこと。万が一変更となる場合は新たな薬液成分表を借主に事前提出し、許可を得ること。
- 3) 貸主はあらかじめ装置仕様書を提出した便座シートクリーナー装置以外は使用しないこと。万が一変更となる場合は新たな装置仕様書を借主に事前提出し、許可を得ること。但しその場合においても、薬液補充方法はカートリッジ交換等の薬液が入った容器ごと交換できる手段により行うものとする（薬液を注ぎ足す補充方法は衛生面の観点から禁ずる）。
- 4) 貸主が各サービス中に建物及び備品等に対し損傷を与えた場合は、原則として貸主の責任において補償するものとする。但し取付に必要なトイレ壁面作業は除く。
- 5) 便座シートクリーナー装置の取付については、取付スケジュールに則る他、膨大な数量の男性、女性トイレへ速やかに取付できるよう貸主側で男性、女性両方の従業員を確保すること。
- 6) 定期点検及び薬液補充については平日に行うこと。作業中は患者等のトイレ利用の妨げにならないよう注意すること。なお、院内全域で作業する場合（別紙 取付明細表の点検サイクル 180 にあたるもの等）は膨大な数量の男性、女性トイレへ速やかに作業できるよう貸主側で男性、女性双方の従業員を確保すること。
- 7) 薬液切れ等の不具合への対応については、急なため借主への作業届出は不要とするが、患者等のトイレ利用の妨げにならないよう注意すること。また、同様の不具合が頻発するようであれば貸主がシートクリーナー容量、点検サクル等の改善をはかり借主へ提案すること。
- 8) 借主により個室トイレの増減等で便座シートクリーナーの数量増減を依頼する場合は、双方の協議の上変更契約を行うものとする。
- 9) 借主及び貸主は本契約の一部又は全部を、相手方へ 2 か月以前に予告することで解除・解約することができる。
- 10) 上記の解除・解約又は契約の満了によって便座シートクリーナー装置を撤去する場合は、貸主の負担、責任において撤去を行うこと。
- 11) その他疑義が生じた場合は、双方の協議の上決定すること。

以上